

第十七章 両院協議会

(国第八九条
規第一七六条)

三八〇 協議委員は、議院の会議において選任する
協議委員は、両院協議会に付される案件につき院議を構成
した会派に対し、割り当てるのを例とする

協議委員は、十人と定められており、議院の会議において選任する。

協議委員は、議院運営委員会において、両院協議会に付される案件につき院議を構成した会派に対し、その所属議員数の比率によりこれを割り当て、議院の会議においては、当該会派の推薦に基づき選任するのを例とする。

なお、本院において審議中の法律案について、衆議院が憲法第五十九条第四項の規定により本院が否決したものとみなし、衆議院から両院協議会を求められたときは、各会派にその所属議員数に応じ協議委員を割り当てる。

参照 三八一号

三八一 数個の案件について衆議院から両院協議会を求められた場

合の協議委員の選任に関する例

(一) 数件につき一の協議委員を選任した例

第二回国会昭和二十三年七月五日、衆議院から国家行政組織法案（参議院は多数（緑風会の一部が反対）をもって修正議決）及び刑事訴訟法を改正する法律案（参議院は全会一致をもって修正議決）について、それぞれ両院協議会を求められ、同日の議院の会議において右二件について一の協議委員を選任した。

（注）衆議院においては、刑事訴訟法を改正する法律案の協議委員を、既に選任されていた国家行政組織法案の協議委員と同一の協議委員とした。

第十三回国会昭和二十七年七月二十八日、衆議院から労働関係調整法等の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法案（参議院は両件を一括して多数をもって修正議決）について両院協議会を求められ、翌二十九日の議院の会議において右二件について一の協議委員を選任した。

（注）衆議院においても二件について一の協議委員を選任した。

第十三回国会昭和二十七年七月二十九日、衆議院から通商産業省設置法案、通商産業省設置法の施行

に伴う関係法令の整理に関する法律案、農林省設置法等の一部を改正する法律案、大蔵省設置法の一部を改正する法律案、大蔵省設置法の一部を改正する法律案、運輸省設置法の一部を改正する法律案、国家行政組織法の一部を改正する法律案、海上公安局法案、運輸省設置法の一部を改正する法律案、国家行政組織法の一部を改正する法律案及び行政機関職員定員法の一部を改正する法律案（参議院は以上五件をそれぞれ三会派の賛成により多数をもって修正議決）、保安庁法案及び行政機関職員定員法の一部を改正する法律案（参議院は以上五件をそれぞれ三会派の賛成により多数をもって修正議決）の十件について両院協議会を求められ、同日の議院の会議において、通商産業省設置法案外四件及び保安庁法案外四件についてそれぞれ一の協議委員を選任した。

（注）衆議院においては、通商産業省設置法案外九件について一の協議委員を選任した。

第十三回国会昭和二十七年七月三十日、衆議院から国家公務員法の一部を改正する法律案及び保安庁職員給与法案（両件は衆議院が憲法第五十九条第四項の規定により参議院が否決したものとみなした。）について両院協議会を求められ、翌三十一日の議院の会議において右二件について一の協議委員を選任した。

（注）衆議院においても二件について一の協議委員を選任した。

第百十八回国会平成二年三月二十六日、衆議院から平成元年度一般会計補正予算（第2号）、平成元年度特別会計補正予算（特第2号）及び平成元年度政府関係機関補正予算（機第2号）（参議院は

以上三件を一括して賛成少数により否決）について両院協議会を求められ、同日の議院の会議において右三件について一の協議委員を選任した。

（注）衆議院においても三件について一の協議委員を選任した。

以後同例がある。

第二百十八回国会平成六年一月二十六日、衆議院から公職選挙法の一部を改正する法律案、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案、政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法案（参議院は以上四件を一括して賛成少数により否決）について両院協議会を求められ、同日の議院の会議において右四件について一の協議委員を選任した。

（注）衆議院においても四件について一の協議委員を選任した。

第七十一回国会平成二十一年一月二十六日、衆議院から平成二十年度一般会計補正予算（第2号）、平成二十年度特別会計補正予算（特第2号）（参議院は両件を一括して多数をもって修正議決）及び平成二十年度政府関係機関補正予算（機第2号）（参議院は賛成少数により否決）について両院協議会を求められ、同日の議院の会議において平成二十年度一般会計補正予算（第2号）外一件及び平成二十年度政府関係機関補正予算（機第2号）についてそれぞれ一の協議委員を選任した。

（注）衆議院においては三件について一の協議委員を選任した。

(二) 各件別個の協議委員を選任した例

第十回国会昭和二十六年三月三十一日、衆議院から日本国有鉄道法の一部を改正する法律案、関税定率法の一部を改正する法律案（参議院は両件をそれぞれ全会一致をもって修正議決）及び食糧管理法の一部を改正する法律案（参議院は賛成少数により否決）についてそれぞれ両院協議会を求められ、本院は三件それぞれについて別個の協議委員を選任した。

（注）衆議院においては、関税定率法の一部を改正する法律案及び食糧管理法の一部を改正する法律案の協議委員を、既に選任されていた日本国有鉄道法の一部を改正する法律案の協議委員と同一の協議委員とした。

参照 三八〇号、諸表二三

三八二 協議委員長及び副議長の互選は、協議委員選任の当日互選会を開いてこれを行うのを例とする

協議委員長及び副議長の互選は、協議委員選任の当日互選会を開いてこれを行うのを例とする。なお、互選会には速記を付し、会議録を作成するのを例とする。

参照 三〇一号、三八三号、諸表二四

規第一七七条

三三三 協議委員議長及び副議長の互選は、協議委員中の年長者が

これを管理する

協議委員議長の互選は、協議委員中の年長者がこれを管理する定めであるが、協議委員副議長の互選についても、協議委員議長の互選と併せて協議委員中の年長者がこれを管理するのを例とする。

協議委員議長及び副議長を選任したときは、選挙管理者から、選任の当日その結果を文書をもって議長に報告する。

参照 三八二号

(規第一七七条)

三八四 協議委員議長及び副議長は、選挙管理者の指名により選任

するのを例とする

協議委員議長及び副議長は、投票によらないで協議委員の動議により、選挙管理者の指名により選任するのを例とするが、次のような例もある。

第二回国会国家行政組織法案、刑事訴訟法を改正する法律案両院協議会参議院協議委員正副議長互

選会（昭和二十三年七月五日）において、選挙管理者鈴木安孝君の発議により、伊藤修君及び下條康麿君の両君を協議委員議長及び副議長の候補者として推薦し、抽選によつて協議委員議長に伊藤修君、副議長に下條康麿君が当選した。

第七回国会地方税法案両院協議会参議院協議委員正副議長互選会（昭和二十五年五月二日）において、協議委員中村正雄君は、協議委員議長に三木治朗君を、副議長に中井光次君を推薦することの動議を提出したところ、互選会はこれを可決した。
以後同例がある。

参照 諸表二四

三八五 両院協議会の開会日時の決定方法に関する例

両院協議会の初会の日時は、両議院の議長が協議して決定し、その後の会議の日時は、両院協議会が決定する定めであるが、両院協議会が決定する場合の方法については次のような例がある。

(一) 両院協議会の議長の発議により決定した例

第十三回国会一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案両院協議会（昭和二十七年

五月三十一日)において、両院協議会議長倉石忠雄君は、次回は六月二日午後一時から開くことを発議したところ、両院協議会はこれを可決した。

以後同例がある。

(二) 協議委員の動議により決定した例

第十回国会食糧管理法の一部を改正する法律案両院協議会(昭和二十六年三月三十一日)において、協議委員倉石忠雄君は、次回を五月七日午後一時から開くことの動議を提出したところ、両院協議会はこれを可決した。

以後同例がある。

(三) 両院協議会の議長に一任した例

第十回国会日本国有鉄道法の一部を改正する法律案両院協議会(昭和二十六年五月七日)において、両院協議会議長石田博英君は「次回は小委員の御協議の結果を待ちまして開会をいたしたいと思います。開会の日時は公報をもって御通知を申し上げることにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。」と諮ったところ、両院協議会はこれを可決した。

(四) 両議院の協議委員議長に一任した例

第十回国会教育公務員特例法の一部を改正する法律案両院協議会(昭和二十六年五月二十八日)に

において、両院協議会議長石田博英君は「次回は堀越議長と御相談申し上げまして公報をもって御案内をいたすということにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。」と諮ったところ、両院協議会はこれを可決した。

三八六 両院協議会の運営に関し、両議院の協議委員議長及び副議長が協議するのを例とする

両院協議会の開会に当たっては、その運営に関し、両議院の協議委員議長及び副議長打合会を開き協議するのを例とする。

三八七 両院協議会においては、まず、各議院の議決の趣旨の説明を聴いた後、協議に入るのを例とする

両院協議会においては、まず、両院協議会を求めた議院の協議委員から、次いで他の議院の協議委員から各議院の議決の趣旨の説明を聴いた後、協議に入るのを例とするが、併せて両院協議会を求めた

理由の説明を聴いた例も少なくない。

なお、各議院の議決の趣旨の説明を聴かなかった次のような例もある。

(一) 請求の理由の説明のみを聴いた例

第二回国会国家行政組織法案、刑事訴訟法を改正する法律案両院協議会（昭和二十三年七月五日）において、両院協議会議長米窪滿亮君は「先ず各院の議決の御趣旨を御説明願うのでありますが、時間もありませんので、衆議院側から両院協議会を求めた趣旨について御説明を願います。直ちに御協議に入って頂きたいと存じます。」と告げ、衆議院協議委員小澤佐重喜君からその説明を聴いた。

(二) 説明を聴かないで直ちに協議に入った例

第十三回国会保安庁法案外四件両院協議会（昭和二十七年七月二十九日）において、両院協議会議長倉石忠雄君は「先ず本案に関する各院の議決の趣旨を御説明願うてから協議に入る次第であります。他の協議会を開く関係もございませし、又各院の議決の相違点も簡単でありますから、直ちに御協議に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。」と諮ったところ、異議がなかったので、直ちに協議に入った。

三八八 本院において審議中の法律案について、衆議院が憲法第五十九条第四項の規定により、本院が否決したものとみなした場合の両院協議会における本院側の説明に関する例

第十三回国会国家公務員法の一部を改正する法律案外一件両院協議会（昭和二十七年七月三十一日）において、参議院協議委員千葉信君は、国家公務員法の一部を改正する法律案及び保安庁職員給与法案の本院における審議の経過について説明を行った。

（注）国家公務員法の一部を改正する法律案は、昭和二十七年五月二十九日衆議院から本院に送付され、七月三十日衆議院は憲法第五十九条第四項の規定により、本院がこれを否決したものとみなし、また、保安庁職員給与法案は、五月三十一日衆議院から本院に送付され、七月三十日衆議院は憲法第五十九条第四項の規定により、本院がこれを否決したものとみなしたものである。

参照 三八七号、諸表八

三八九 両院協議会において小委員を選任した例

第十回国会日本国有鉄道法の一部を改正する法律案両院協議会（昭和二十六年五月七日）において、協議の進捗を図るため、衆議院側から三名、参議院側から四名の小委員をそれぞれ推薦し、小委員を選任した。

なお、小委員長はこれを置かず、小委員打合会を開き協議の結果起草した協議案を、同月二十五日の両院協議会において小委員高田寛君から報告した。

国第九六条

三九〇 両院協議会において国務大臣等の出席を求めた例

両院協議会は、内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人の出席を要求することができる定めである。両院協議会において国務大臣等の出席を求めた例を挙げれば、次のとおりである。

第十回国会食糧管理法の一部を改正する法律案両院協議会（昭和二十六年五月八日）において、農林大臣廣川弘禪君及び政府委員の出席説明を求めた。

第十回国会教育公務員特例法の一部を改正する法律案両院協議会（昭和二十六年五月二十八日）において、文部大臣天野貞祐君及び政府委員の出席説明を求めた。

第十三回国会一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案両院協議会（昭和二十七年五月二十九日）において、政府委員（内閣官房長官）保利茂君の出席説明を求めた。
なお、国務大臣等の出席要求は、両院協議会の議長においてこれを行うのを例とする。

（注）国会法第九十六条は、第四百四十五回国会における国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律（平成十一年法律第百十六号）による改正前は、「両院協議会は、国務大臣及び政府委員の出席を要求することができる。」と規定していた。

参照 二四七号、諸表二三

三九一 内閣総理大臣の指名両院協議会においては、各議院が指名

した者を議題とし、これを協議案として表決に付する

内閣総理大臣の指名両院協議会においては、各議院が指名した者のみを議題として協議を行い、これを協議案として表決に付する。その例を挙げれば次のとおりである。

第二回国会内閣総理大臣の指名両院協議会（昭和二十三年二月二十三日）において、本院が指名した吉田茂君及び衆議院が指名した芦田均君について協議を行った後、両院協議会議長浅沼稻次郎君は、両院協議会に諮り、議決の趣旨について説明を行った順序により、まず、参議院の指名どおり決することの採決を行ったが、賛成者が出席協議委員の三分の二に達しなかったため、次に衆議院の指名どおり決することの採決を行い、これも賛成者が三分の二に達せず、成案を得るに至らなかった。

第百十五回国会内閣総理大臣の指名両院協議会（平成元年八月九日）において、本院が指名した土井たか子君及び衆議院が指名した海部俊樹君について各議院の議決の趣旨の説明を聴いた後、両院協議会議長小此木彦三郎君は、「これより協議に入るのでありますが、両院の打合会の協議の結果、直ちに採決をいたすことになりました。」と告げ、両院協議会に諮り、議決の趣旨について説明を行った順序により、まず、参議院の指名どおり決することの採決を行ったが、賛成者が出席協議委員の三分の二に達しなかったため、次に衆議院の指名どおり決することの採決を行い、これも賛成者が三分の二に達せず、成案を得るに至らなかった。

第百四十三回国会内閣総理大臣の指名両院協議会（平成十年七月三十日）において、本院が指名した菅直人君及び衆議院が指名した小淵恵三君について協議を行った後、両院協議会議長本岡昭次

君は、両院協議会に諮り、議決の趣旨について説明を行った順序により、まず、参議院の指名どおり決することの採決を行ったが、賛成者が出席協議委員の三分の二に達しなかったため、次に衆議院の指名どおり決することの採決を行い、これも賛成者が三分の二に達せず、成案を得るに至らなかった。

第六十八回国会内閣総理大臣の指名両院協議会（平成十九年九月二十五日）において、本院が指名した小沢一郎君及び衆議院が指名した福田康夫君について協議を行った後、両院協議会議長笹川堯君は、両院協議会に諮り、議決の趣旨について説明を行った順序により、まず、参議院の指名どおり決することの採決を行ったが、賛成者が出席協議委員の三分の二に達しなかったため、次に衆議院の指名どおり決することの採決を行い、これも賛成者が三分の二に達せず、成案を得るに至らなかった。

第七十回国会内閣総理大臣の指名両院協議会（平成二十年九月二十四日）において、本院が指名した小沢一郎君及び衆議院が指名した麻生太郎君について協議を行った後、両院協議会議長小坂憲次君は、両院協議会に諮り、議決の趣旨について説明を行った順序により、まず、参議院の指名どおり決することの採決を行ったが、賛成者が出席協議委員の三分の二に達しなかったため、次に衆議院の指名どおり決することの採決を行い、これも賛成者が三分の二に達せず、成案を得

るに至らなかった。

三九二 両院協議会規程第八条に規定する当然影響をうける事項の 範囲に関する例

第十回国会関稅定率法の一部を改正する法律案両院協議会（昭和二十六年三月三十一日）において、同案中の施行期日四月一日については両議院の議決が一致していたが、当然影響をうける事項として、施行期日を五月一日とすることを加えて成案を得た。

なお、施行期日については、成案決定に先立ち行われた懇談において、両院協議会議長石田博英君は、本法のような重要な法律は公布の日から施行の日まで通常一か月の期間を置くのが常識であるから、施行期日の四月一日を五月一日にすることを成案中に付け加えたい旨を述べたところ、異議がなかったものである。

第十回国会日本国有鉄道法の一部を改正する法律案両院協議会（昭和二十六年五月二十五日）において、両議院の議決が異なった事項は、日本国有鉄道法の一部を改正する法律案中第二十六条に関する部分のみであったが、当然影響をうける事項として、附則に第二項ないし第四項にわたる次の三

項を加えて成案を得た。

2 この法律施行の際日本国有鉄道の職員であつて、運輸省設置法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百五十九号）の施行の日（昭和二十五年五月十日）以後に行われた選挙によつて市（特別区を含む。）の議会の議員となり、現にその議員である者は、第二十六条第二項の改正規定にかかわらず、その任期中は、引き続きその議員であることができる。

3 前項の日以後に行われた地方公共団体の議会の議員の選挙の際日本国有鉄道の職員であつて、当該選挙において当選人となつた者については、改正前の第二十六条第二項の規定は、その者が当選人であること、議員であること及び日本国有鉄道の職員であることに何らの影響を及ぼすものでない。

4 第二十六条第二項の改正規定は、この法律施行の際日本国有鉄道の職員であつて、現に都道府県の議会の議員である者については、附則第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して十日間は、適用しない。

この法律施行の際日本国有鉄道の職員であつて、現に都道府県の議会の議員である者は、この法律施行の日から起算して十日以内に議会の議員の職を辞しないときは、この期間を経過

した日に日本国有鉄道の職員の職を辞したものとみなす。

第十三回国会一般職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律案両院協議会（昭和二十七年六月四日）において、当然影響をうける事項として、別表第六の備考に次の一項を加えて成案を得た。本表は、暫定的なものであつて、なるべく速やかに昭和二十七年五月六日行つた参議院の修正議決の趣旨を斟酌して改訂するものとする。

第十六回国会公職選挙法の一部を改正する法律案両院協議会（昭和二十八年八月四日）において、同案中の施行期日同月一日を経過したので、当然影響をうける事項として、両議院の議決が一致している施行期日についても、これを公布の日とすることを加えて成案を得た。

三九三 協議案の採決は、起立の方法によるのを例とする

協議案の採決は、起立の方法によるのを例とする。

参照 一五五号

三九四 協議案を得る見込みがない場合に両院協議会を終了した例

第七回国会地方税法案両院協議会（昭和二十五年五月二日）において、両院協議会議長星島二郎君は「このままでは、到底協議案を得る見通しがないものと認めます。つきましては、協議会といたしましては何らの成案を得るに至らなかったものといたしまして、これを各議院にそれぞれ報告するよりほかないと存じます。さよう御了承を願います。」と告げ、散会を宣告した。以後同例がある。

なお、両院協議会議長が、協議案を得る見込みがないとして散会を宣告したが、後日、両院協議会を改めて開会した次のような例もある。

第二百二十八回国会公職選挙法の一部を改正する法律案外三件両院協議会（平成六年一月二十七日）において、両院協議会議長市川雄一君は、「このままでは、この両院協議会における成案は得られないものと思えます。したがって、その旨、両院議長に御報告をいたしたいと思えます。」と告げ、散会を宣告したが、翌二十八日、両議院の議長から、両議院の協議委員正副議長に対し、両院協議会において更に協議を行い、成案を得るよう要請があり、翌二十九日両院協議会を改めて開会した。

三九五 成案の案文整理は、両院協議会の議長に一任するのを例とする

成案を得た場合において、案文の整理を要するものがあるときは、これを当日の会議を整理した両院協議会の議長に一任するのを例とする。

三九六 両院協議会が終了したときは、協議委員議長から報告書を議長に提出する

両院協議会において成案を得たときは、両議院の協議委員議長の協議により報告書を作成し、これを協議委員議長から議長に提出する。

成案を得なかつたときも、協議委員議長から成案を得なかつた旨の報告書を議長に提出する。報告書は、これを印刷して各議員に配付する。

参照 三九七号

三九七 両院協議会の経過及び結果は、議院の会議において協議委員議長が報告する

両院協議会において成案を得たときは、これが議院の会議において議題となったときに、協議委員議長が両院協議会の経過及び結果を報告する。
成案を得なかつたときも、議院の会議においてその旨を報告するのを例とする。

参照 三九六号

三九八 両院協議会において申合せを行い、これを議院の会議において報告した例

第十三回国会通商産業省設置法案外四件両院協議会（昭和二十七年七月二十九日）において、両院協議会議長倉石忠雄君は、次の申合せを行い各議院にそれぞれ報告することを諮ったところ、両院協議会はこれを可決した。参議院協議委員議長河井彌八君は、同月三十一日の議院の会議において、成案の報告に併せてこれを報告した。

申合せ

中央及び地方を通ずる行政機構につき、徹底的な調査研究を行い、理想的な機構を確立するため、強力な調査機構を設くべきである。

第十六回国会農業災害補償法の一部を改正する法律案両院協議会（昭和二十八年七月二十四日）において、両院協議会議長坪川信三君は、次の申合せを行い各議院にそれぞれ報告することを諮ったところ、両院協議会はこれを可決した。この申合せに対し、農林大臣保利茂君は所信を述べた。参議院協議委員議長片柳真吉君は、同月二十七日の議院の会議において、成案の報告に併せてこれを報告した。

申合せ

農業災害補償法は、実施以来五カ年を経過したが、その制度の根本的欠陥と運営又宜敷きを得ず、農民の要望に応え難き実情に鑑み、両院協議会は、左記により農業災害補償制度の行詰りに対し抜本的検討をなすことを申合せ。

記

- 一 農業災害補償制度については、その抜本的改正の必要であることを確認する。
- 二 政府は、昭和二十九年産水稻を用途として制度の根本的改正を行い、農業災害補償に対し

完全なる施策を講ずること。

三 衆参両院は、農業災害補償制度の完璧を期するため閉会中もなおその調査を継続し検討すること。

なお、両院協議会において、協議案の前提となる合意事項について紹介し、これを議院の会議において報告した次のような例がある。

第二百二十八回国会公職選挙法の一部を改正する法律案外三件両院協議会（平成六年一月二十九日）において、衆議院協議委員議長市川雄一君は、協議案の提案に際し、協議案の前提となる次の合意事項を紹介し、「これらの合意事項は、第二百二十九回国会において、連立与党と自由民主党とが共同して、平成六年度当初予算審議に先立って実現させることを前提として、今国会では施行日を改めた上で衆議院議決案を成立させることといたしたいと存じます。」と述べ、協議の結果、公職選挙法の一部を改正する法律案外二件については、衆議院議決のとおりとし、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案については、衆議院議決案のうち施行期日の「公布の日」を「別に法律で定める日」と改め、その他は衆議院議決のとおりとする成案を得た。参議院協議委員議長平井卓志君は、同日の議院の会議において、成案の報告に先立ちこれを報告した。

一、比例代表選挙は、ブロック名簿、ブロック集計とする。ブロックは、第八次選挙制度審

議会の答申の十一ブロックを基本とする。

二、企業等の団体の寄附は、地方議員及び首長を含めて政治家の資金管理団体（一に限る。）に対して、五年に限り、年間五十万円を限度に認める。

三、戸別訪問は、現行どおり禁止とする。

四、小選挙区選出議員の数は三百人、比例代表選出議員の数は二百人とする。

五、小選挙区の候補者届出政党、比例代表選挙の名簿届出政党並びに政治資金規正法及び政党助成法の政党要件の「三％」は、「二％」とする。

六、各政党に対する政党助成の上限枠は、前年収支実績の四十％とする。ただし、合理的な仕組みが可能な場合に限る。

七、投票方法は、記号式の二票制とする。

八、寄附禁止のための慶弔電報等の扱いは、現行どおりとする。

九、衆議院選挙区画定のための第三者機関は、総理府に設置する。

十、以上の合意の法制化のため、衆参両院からなる連立与党及び自由民主党各六名（計十二名）の委員により、協議を行うものとする。

三九九 両院協議会には速記を付し、その議事を協議会議録に記載する

両院協議会には速記を付し、その議事を協議会議録に記載する。

参照 三〇一号

四〇〇 協議会議録は、電磁的記録の提供その他の適当な方法により両議院の議員に提供する

協議会議録は、電磁的記録の提供その他の適当な方法により両議院の議員に提供するのを例とする。

(注) 協議会議録の両議院の議員への提供方法については、第二百九回国会召集日(令和四年八月三日)から、印刷して配付する方法から、電磁的記録の提供その他の適当な方法により提供する方法に改められた。

四〇一 両院協議会における発言の一部を提供する協議会議録に掲

載しなかつた例

第十回国会食糧管理法の一部を改正する法律案両院協議会（昭和二十六年五月八日）において、両院協議会議長野溝勝君は「先ほどの安孫子長官の説明中、昭和二十六年四月以降の輸入見込に関する点は、会議録から削除したいと存じますが、御異議ございませんか。」と諮ったところ、異議がなかつたので「つきましてはその取扱いは議長にお任せ願います。」と告げ、両院協議会議長において政府委員（食糧庁長官）安孫子藤吉君の発言の一部を提供する協議会議録に掲載しなかつた。